平成２６年（フ）第１６６号
広島県呉市本通４丁目９番６号
破産者　有限会社トーエイ企画
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４８７号
大分市牧３丁目12番４号
破産者　株式会社大幸不動産
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５７号
千葉県流山市野々下３丁目762番地の１
フォレストハイム204
破産者　青山　早苗
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前123番地11
破産者　平石　賢治
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
徳島県吉野川市山川町諏訪240番地
破産者　アールアイビー有限会社
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３８号
さいたま市見沼区大字東新井737番地の２
破産者　七海電設株式会社
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
埼玉県深谷市血洗島228番地１
破産者　株式会社フェイスコーポレーション
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７１号
千葉県木更津市茅野557番地１
破産者　篠田　利明
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１２３号
名古屋市北区大我麻町128番地の２
破産者　株式会社ウインベル
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４４号
名古屋市西区円明町189番地
破産者　株式会社Ｙ’ｓ　ｐｒｏｊｅｃｔ
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
名古屋市港区高木町２丁目10番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区東中島町４丁目24番地
破産者　ＨＲＭ株式会社
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
大分県国東市武蔵町古市165番地
破産者　株式会社デイアンドデイ大分
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
群馬県藤岡市藤岡607番地３
破産者　株式会社タツミコーポレーション
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４号
群馬県富岡市内匠452番地３
破産者　有限会社大條精機
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４４６号
埼玉県川越市大字中福722番地17
破産者　有限会社田邉製作所
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８１号
埼玉県狭山市中央４丁目16番10―508号
破産者　有限会社レボリューション
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１号
埼玉県所沢市小手指町１丁目16番地の３
破産者　有限会社サン所沢店
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８１号
東京都杉並区荻窪３丁目７－２－10―302
破産者　北橋　悠佑
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０５１号
横浜市南区中島町１丁目13番地201号
破産者　轟興産株式会社
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１０３号
名古屋市港区当知３丁目3706番地
破産者　株式会社ポルドー
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４２号
名古屋市中区丸の内２丁目10番19号
破産者　ＴＭＣ株式会社（旧商号楽しいメディアカンパニー株式会社、クリックリンク・ストラテジー株式会社）
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１４号
名古屋市北区神明町12番地
破産者　株式会社博豊家電
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部